

## 令和2年第1回五霞町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和2年3月4日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認について  
(令和元年度五霞町一般会計補正予算（第5号）)
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認について  
(令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）)
- 日程第 7 議案第 1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 8 議案第 2号 第6次五霞町総合計画基本構想について
- 日程第 9 議案第 3号 五霞町行政組織条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 4号 五霞町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 5号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 五霞町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 五霞町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 8号 五霞町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 9号 五霞町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第10号 道の駅「ごか」の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第11号 町道の廃止について
- 日程第18 議案第12号 財産の処分について

- 日程第 19 議案第 13 号 五霞町公共下水道事業五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 20 議案第 14 号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 議案第 15 号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 16 号 令和元年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 17 号 令和元年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 議案第 18 号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 19 号 令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 26 議案第 20 号 令和元年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 21 号 令和 2 年度五霞町一般会計予算
- 日程第 28 議案第 22 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 23 号 令和 2 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 30 議案第 24 号 令和 2 年度五霞町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 25 号 令和 2 年度五霞町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 26 号 令和 2 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 27 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計予算
- 日程第 34 発議第 1 号 五霞町議会予算特別委員会の設置
- 日程第 35 陳情第 1 号 種苗法改正反対に関する陳情

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（10名）

1 番	小野寺 宗一郎 君	2 番	黛 丈夫 君
3 番	江 森 美佐雄 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（ 0名）

なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	染谷森雄君	副町長	田神文明君
教育長	千葉道子君	総務課長	山中一郎君
政策財務課長	大関千章君	会計管理者兼 町民税務課長	香取幸子君
健康福祉課長	山下仁司君	生活安全課長	松村聖市君
都市建設課長	田口啓一君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈沼光行君
教育次長	猪瀬英子君	上下水道課長	川口恵司君

---

事務局職員出席者

事務局長	江森 薫	書記	落合宏紀
書記	伊藤弘美		



開会 午前10時00分

### ◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第1回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただきまことに御苦労さまです。

本定例会には、31件の議案等が提出されており、特に令和2年度の各会計予算を審議する大事な議会でもあります。また、本定例会では予算特別委員会の設置が予定されておりますので、どうか議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、本定例会に当たり去る2月21日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙定例会の会期及び審議予定表のとおり協議されておりますので、御報告を申し上げます。

---

### ◎会議成立の宣言

○議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

### ◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（染谷森雄君）改めておはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

本日は、令和2年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、議案として専決処分の承認が2件、人事案件が1件、第6次五霞町総合計画基本構想についてが1件、条例の制定及び改正が7件、指定管理者の指定についてが1件、町道の廃止についてが1件、財産の処分についてが1件、工事委託の変更協定の締結についてが1件、令和元年度一般会計及び特別会計の

補正予算が7件、令和2年度の一般会計及び特別会計予算が7件の合計29件を御提案させていただきます。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）これから本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（鈴木喜一郎君）会議規則第20条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木喜一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、1番小野寺宗一郎君、5番植竹美智雄君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（鈴木喜一郎君）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から3月17日までの14日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの14日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木喜一郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法121条の規定により、本日の議案説明員の出席を報告いたします。

町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。また、議事の円滑なる進行を図るため、連絡員として関係職員及び写真撮影のため、総務課 金谷主査の入場を許可しております。

---

### ◎町長の施政方針

○議長（鈴木喜一郎君） 次に、町長から令和2年度の施政方針をお願いいたします。

町長。

〔五霞町長 染谷森雄君 登壇〕

○町長（染谷森雄君） それでは、議員の皆様方のお手元に配布させていただいております令和2年度施政方針を朗読する形で報告をさせていただきますが、その中で、健康づくりのほうで、今、大変世界的に流行しております新型コロナウイルスの点に触れさせていただきますが、日々状況が変わっておりますので、ちょっと若干、文章も変わりますが、またそのところは話しさせていただきます。

それでは、令和2年度の施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに令和2年第1回五霞町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の折、御参集いただき心から感謝を申し上げます。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信及び町政運営に関する基本方針を申し述べさせていただきます、議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、我が国の経済状況について申し上げます。

内閣府が2月17日に発表した2019年10月から12月期の速報値によりますと、実質国内総生産GDPが1年3カ月ぶりに1.6%のマイナスとなりました。昨年10月の消費税増税に伴う駆け込み消費の反動で、個人消費が落ち込んだほか、台風被害や暖冬による販売不振などが要因となっております。景気の先行きにつきましては、個人消費が回復するなど、緩やかな回復が続くことが期待される一方、米中貿易摩擦による世界経済の減速や新型肺炎拡大による中国経済の減速、訪日外国人客の減少、国内感染の広がりによる経済活動の停滞などが懸念されております。

このような中、政府は直面するさまざまな課題を克服し、持続的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けて、IoTやロボット、AI等の先進技術をあらゆる産業や社

会生活に取り入れた「潜在成長率の引き上げによる成長力の強化」、内需の持続的な拡大と外需の継続的な取り組みによる「成長と分配の好循環の拡大」、全世代型社会保障の実現に向けて「誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくり」の3つの視点を重視して取り組みを推進するとしております。

次に、令和2年度予算の概要について申し上げます。

国の令和2年度政府予算案は、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算として編成され、予算規模を示す一般会計総額は、前年度に比べて1.5%増の100兆8,791億円で、社会保障関係費も35兆8,121億円と、前年度より約1兆7,000億円上回る編成となる一方、税収は名目経済成長率の見通しを2.1%として、景気回復による税収の伸びや消費税増収分を見込み、1兆180億円の増となったことから、公債依存度は31.7%と前年度より0.5ポイント改善をしております。

また、令和2年度の地方財政対策におきましては、地方団体が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生・防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営が行えるよう、地方税の増収や地方交付税をはじめとする一般財源が確保されているところでございますが、地方財政は国の施策によっても影響を受けることから、その状況について注視してまいります。

次に、これまでの主な事業の取り組みについて申し上げます。

私は、これまで「小さいながらも存在価値のあるまち」、「住民が誇りに思えるまち」の実現に向けて、本町の特性を生かし、第5次総合計画に沿った各種施策を着実に進めてまいりました。町政運営の要である安定した財政基盤を構築していくため進めてまいりました圏央道五霞インターチェンジ周辺開発事業につきましては、平成26年度から事業に着手し、令和2年度で事業が完了する予定になっております。昨年、道の駅の西側Bブロックにつきまして、近年の商業施設を取り巻く現状等を踏まえまして、商業系から製造や物流といった産業系の企業誘致へ方向転換をさせていただきました。これを受けて、早速、3社の優良企業の進出が決まりました。これで既に操業を開始した3社を含め、インターチェンジ周辺地区への進出企業は7社となり、税収面でも令和2年度は2億円を超える収入を見込んでおります。また、昨年10月から市街地整備推進室を設置し、新たな開発候補地の検討に入っており、更なる飛躍を目指してスピード感を持って事業を進めてまいります。

また、防災対策につきましては、昨年も日本各地で多くの自然災害が発生しました。特に、10月の台風19号では、利根川の水位上昇に伴い、本町でも初めて避難勧告を発令いたしました。昨今の台風は、地球温暖化の影響で規模が拡大し、ことしも大災害の発生が懸念されますことから、ハードとソフトの両面から災害に強いまちづくりを推進していかなければならないと考えており、現在、国による利根川、江戸川の堤防強化対策事業が行われておりますが、町でも防災行政無線のデジタル化を令和2年度末までに

完了するよう整備を進めるとともに、防災対策に必要な資機材等も整備をしまいにいます。

しかしながら、いわゆる公助による防災対策には限界がございます。防災には、自分の身は自分で守るという自覚と事前の備えが最も大切であります。そのために、自助の強化を啓発するとともに、避難時に支援が必要な方への対応も再確認していかなければならないと考えております。今後も地域、企業、関係機関とも連携を図りながら、総合的に自助、共助、公助の防災・減災対策を進めてまいります。

次に、教育につきましては、昨年10月に五霞町立学校のあり方検討会を設置し、本町の子供たちにとってどのような教育が必要であるかを保護者、教職員、地域の皆様と話し合っていたいただいており、次世代を担う子供たちにとってよりよい教育環境を構築してまいります。昨年実施されました全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに全ての実施教科で全国の平均正答率を上回り、本町の教育が子供たちの健やかな成長に結びついていると考えております。さらに、児童の下校時間に合わせた防犯パトロールも県内でいち早く取り組み、一昨年10月からは、ボランティアによる子ども見守りスクールガードを創設し、登下校時の更なる安全確保が図られております。

公共交通網の整備につきましては、本格運行から4年目に入ったコミュニティ交通「ごかりん号」は、運行ルートの定着とさまざまな利用促進策の効果もあり、着実に利用者数が伸びてきております。今後、ますます高齢化が進展していく中、移動手段を必要とする方々が公共交通を利用できるよう、幹線バスと公共交通空白地有償運送に加え、ごかりん号の新たな運用の可能性を検討し、本町に合った公共交通網の構築を進めてまいります。

これ以外にも多くの事業を実施してきましたが、これまでの主な事業の取り組みを御説明させていただきました。

続きまして、本町の当初予算案について申し上げます。

令和2年度は、第6次五霞町総合計画の初年度を迎え、まちづくりの将来像「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」の実現に向けた重要な年度になることから、非常に厳しい財政状況においても、持続可能な行政運営と本町の活性化に視点を置き、本計画の目標と成果を意識した重点的・効率的な予算編成を行ったところであります。

歳入の根幹をなす町税は、圏央道五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業地内への企業進出に伴い、固定資産税は増額を見込んでいるものの、法人町民税は法改正による税率の引き下げにより減額する見通しであり、また、地方交付税は消費税増税に伴う地方消費税交付金の増収により減額を見込んでいるなど、一般財源総額の増額が見込めず、引き続き厳しい状況にあることから、財政調整基金の取り崩しや臨時財政対策債の発行などにより財源対策を行うこととしております。

歳出では、少子高齢化に伴う社会保障関係費がますます増加するほか、川妻浄水場の施設整備、防災行政無線のデジタル化の整備、主要幹線道路の整備、新たな土地利用の

事業化に向けた検討業務、下水道施設の広域化・共同化に向けた計画策定業務などを行うこととしております。

こうして編成した新年度予算は、一般会計が45億円と、前年度に比べ3億7,000万円、7.6%の減額となっております。また、特別会計におきましては、五つの特別会計を合わせて29億5,108万1,000円となっており、一般会計と特別会計を合わせた予算の総額は74億5,108万1,000円と、前年度に比べ1億2,700万9,000円、1.7%の減額となっております。また、水道事業会計予算につきましては、収益勘定では収入及び支出が4億6,182万7,000円、資本勘定では収入が5億8,510万、支出が7億2,542万円となっております。

なお、令和2年度は、国の補正予算を活用して実施することとした五霞中学校の改修事業などを計上した令和元年度補正予算と令和2年度当初予算を一体的な予算として捉えて編成しております。

続きまして、具体的な施策の展開として、総合計画の施策に沿って申し上げます。

第1章 まちのかたち「グランドデザイン」。都市基盤・生活基盤・環境・防災・防犯についてであります。

都市基盤の分野では、新たな都市計画マスタープランに基づき、広域的、複合的な商業・工業・流通を中心とした市街地の形成に向けて、新たな産業系の土地利用が図れる区域を検討してまいります。

圏央道インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業では、面的整備は終了し、令和2年中の事業完了に向けて、引き続き推進してまいります。

また、幹線道路の整備につきましては、新4号国道道の駅交差点付近から町道8号線への主要なアクセス道路である町道5号線の整備を引き続き推進するとともに、災害時の緊急輸送道路となる山王地内の町道55号線の機能強化を図るための改良工事を進め、災害に強い道路ネットワークの構築を進めてまいります。

公共交通の分野では、本格運行から4年目に入ったコミュニティ交通「ごかりん号」は、運行ルートへの定着とさまざまな利用促進策の効果もあり、着実に利用者数が伸びてきております。今後、ますます高齢化が進展していく中、公共交通を必要とする方々が利用できるよう、幹線バスと公共交通空白地有償運送を含め、本町に合った公共交通網の構築を進めてまいります。

環境の分野では、空家等対策計画に基づき、適切な管理が行われず、住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家の所有者に、引き続き必要な指導・助言を行ってまいります。また、空き家等の適正な管理を促進するため、必要な情報を発信し、自発的に適切な管理をしていただくよう促し、特定空家等の発生を予防してまいります。

水道事業につきましては、圏央道インターチェンジ周辺地区への企業進出による新たな水需要、また、大手食品会社の設備増設による水需要など、給水量の増加が見込まれることから、水の安定的な供給を図るため、老朽化した川妻浄水場の浄水設備の増設工

事を令和2年度から2カ年で実施してまいります。

下水道事業につきましては、35年経過した環境浄化センターの受変電設備及び監視制御盤設備の更新工事を実施するとともに、令和5年度までに公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の地方公営企業法適用に向けて事業を進めてまいります。

また、下水道事業の広域化・共同化につきまして、引き続き県関係部局と協議調整を進めながら、必要となる調査・設計等を進めてまいります。

防災の分野では、昨年10月の台風19号の際には、利根川の水位が堤防高を超える予想がなされたことから、初めて避難勧告を発令するなど、非常に緊迫した状況となりました。この教訓を踏まえ、ハード・ソフト両面から更なる防災・減災の取り組みを行い、災害への備えを強化してまいります。堤防強化事業が未実施である東北新幹線高架下につきましては、河川管理者である利根川上流河川事務所に早期の整備を要望するとともに、整備が完了するまでの間、その対策が講じられるよう、河川管理者及び利根川栗橋流域水防事務組合に引き続き強く働きかけてまいります。

また、情報伝達につきましては、昨年着手した防災行政無線のデジタル化の整備が令和2年度に完了しますので、これを活用するとともに、町ホームページに加え、今後はメール配信により必要な情報を迅速に伝えられるよう体制づくりを見直してまいります。

さらに、災害時に必要な資機材や避難所の備品等を整備するとともに、町職員の中から防災士の育成、加えて外部から人材を迎え、平常時には災害時の皆さんの逃げ時の目安となるタイムラインの作成や避難所の設営の指導、災害時には専門的視野から現場をはじめとした関係機関との連携・調整に努めていただくなど、防災に対する備えを強化してまいります。

防犯の分野では、一昨年10月に子ども見守りスクールガードを創設し、現在149名の地域の方が登下校時を中心に防犯活動をされております。引き続き、登下校時の防犯パトロールを実施し、犯罪防止と児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

第2章 ひとのくらし「ライフデザイン」。教育・文化・健康・子育て・福祉についてでございます。

学校教育の分野では、学力の向上や豊かな社会性の育成等を目指して、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を把握し、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導を行う教育活動指導員を、引き続き各校に2人配置いたします。英語教育につきましては、引き続き外国語指導助手ALTを小学校に1人、中学校に1人配置するとともに、新たに英語技能検定受検料の補助制度を創設します。

さらに、情報化社会に子供たちが順応できる環境づくりのため、令和元年度に小学校のノート型タブレット端末を新たな機器に更新し、小・中学校全校でICTを効果的に活用した授業を推進してまいります。

学校施設整備につきましては、中学校の特別棟や柔剣道場、体育館の中規模改修事業を国の学校施設環境改善交付金を活用した令和元年度補正予算により、整備計画より前倒しして進めてまいります。

生涯学習の分野では、社会性や人間性の豊かな子供を育成するため、幼稚園や学校において家庭教育学級を開催するとともに、安心して家庭教育が行えるよう、家庭教育支援員を配置し、就学前の家庭を訪問して保護者への情報提供や相談対応など、家庭教育支援の充実を図ってまいります。

スポーツの分野では、昨年からB & G海洋センターの体育館の改修を進めており、4月にはリニューアルオープンいたします。安全で快適な施設となりますので、大いに利用していただきたいと思っております。また、昨年はいきいき茨城ゆめ国体2019のデモンストレーションスポーツとして本町ではウォーキング大会を開催しました。小・中学生をはじめ、多くの皆さんが参加して大会を盛り上げていただきました。今後も健康づくりと本町の魅力を発信していけるよう、ウォーキング大会の開催に向けて団体の皆様と協議を重ねてまいります。

子育ての分野では、昨年10月から幼稚園・保育園の利用料が無償化されました。安心して子供を産み育て、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを推進するためには、乳幼児期から青少年期に至るまで切れ目のない支援が必要であります。このため、子育て世代包括支援センターを役場内に設置し、支援体制を構築するとともに、町内の認定こども園2カ所が実施する各保育事業に対する支援や高校生までの医療福祉費の助成や出産時・小学校等入学時の祝い金支給など、子育て世代の経済的負担の軽減と子育て環境の更なる充実を図ってまいります。

また、結婚支援につきましては、町が委嘱した結婚支援員が行う婚活イベントや相談会、切れ目のないフォロー活動などを支援するとともに、結婚に関する啓発活動など、より一層の結婚支援の充実を図ってまいります。さらに、埼玉県との近隣5市町と結婚支援広域連携による婚活パーティーを計画するなど、広域的に連携した結婚支援にも取り組んでまいります。

健康の分野では、生活習慣病やがん疾患の早期発見・早期治療を促進するため、特定健康診査とがん検診等を同日に行うとともに、未受診者の勧奨を積極的に実施するなど、受診率向上に努めてまいります。また、新たに特定健診審査等の受診結果に基づき、糖尿病性腎症重症化予防事業による生活習慣改善プログラムに取り組み、将来の医療費抑制を図ってまいります。ほかには、新たに骨髄移植ドナーへの助成を行い、骨髄ドナーの経済的な負担軽減を図ってまいります。

次から若干ちょっと変わります。

さらに、新型コロナウイルス感染症が国内中に広がっており、ますます感染拡大が懸念されているところでございます。町では、2月28日に新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置し、その後、3月2日には対策本部に切りかえて対応しているところ

でございます。

ここからまた元に戻ります。

今後も国や県などと緊密な連携を図り、町民の皆様の安心・安心な暮らしを守るため、適切に対応してまいります。

高齢者支援の分野では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを推進し、生活支援のコーディネーターや協力員の見守り、訪問活動など介護予防事業を進めてまいります。さらに、高齢者の生きがいをづくりとして、シニアクラブ活動支援やいきいき活動ポイント事業を引き続き実施し、介護予防の促進やひきこもりの抑制を図ってまいります。

障害者福祉の分野では、障害のある方が自立した日常生活や社会参加ができるよう、各事業所や関係機関と連携し、相談体制の充実やサポート体制の確立に努めてまいります。また、経済的負担を軽減するため、重度の障害がある方に医療費の一部を助成してまいります。

第3章 まちのしくみづくり「ソーシャルデザイン」。まち・地域づくり・産業についてでございます。

産業振興の分野では、ことしで16年目を迎える道の駅ごかは、周辺環境が大きく変化する中で、更なる充実を図るため、施設・運営のあり方を検討し、今後の運営方針を定めていくとともに、施設の環境改善を図ってまいります。

農業政策の分野では、農業者の高齢化や担い手の減少による農用地利用の低下など農業を取り巻く環境が厳しさを増しており、持続的な農業を実現させるには、担い手への農地集積・集約化と農業後継者の育成確保が必要であります。このため、意欲ある農業者への農地集積・集約化を図るため、農地中間管理事業の利用促進や耕作放棄地対策、基盤整備等による農地の有効利用を支援してまいります。さらに、五霞土地改良区が実施する農業用水路に蓄積した泥上げや草刈りなど、農業生産基盤の整備を支援してまいります。また、引き続き関係機関とタイアップし、必要な知識や生産技術を習得していただく「五霞農業塾」を開催していくほか、各種支援事業に取り組みながら、青年就農者の増加を促進してまいります。

地域コミュニティの分野では、行政区への加入を促進する啓発活動を引き続き行い、地域活動への参加を呼びかけていくとともに、行政区運営助成金やコミュニティ助成事業を活用して行政区活動を支援してまいります。

観光の分野では、道の駅ごかへの来場や工場見学のバスツアー、サイクリングのレジャー客など、多くの方が本町を訪れています。また、利根川、江戸川、権現堂調節池の水辺空間、歴史的建造物の関宿水閘門などの地域資源が町内に点在しております。また、町特産の八つ頭コロッケやそば焼酎「川霞」、ローズポークまんといった人気商品もございます。こうした地域資源を最大限活用しながら、本町の魅力を内外へ発信するとと

もに、企業や隣接する市町と連携を図り、本町の更なる魅力度向上に努めてまいります。

情報発信の分野では、昨年9月にホームページをリニューアルし、シンプルですっきりした構成で、スマートフォンからも見やすく、使いやすいサイトに構成するとともに、新たな魅力発信ページの創設をしたところ、令和元年度の茨城県広報コンクールにおいて、本町のホームページが入選を果たし、全国広報コンクールに推薦をされることとなります。さらに、広報紙におきましても、本年1月から全ページをフルカラーで作成し、内容の充実を図っています。本年度は、新たに本町に関わる交流人口をふやし、より多くの方にまちづくりに参加していただけるよう、情報発信アプリによる「ごかファンクラブ推進事業」を新たに開設し、本町を応援する人とのネットワークを創設してまいります。さらに、SNSなどの多彩な広報媒体を効果的に活用することにより、町民の五霞への愛着や誇りの醸成を図り、さまざまなメディアを活用し、町内外へ本町の魅力を戦略的に発信してまいります。

第4章 まちのしごと「行財政運営」についてでございます。

本年度は、第6次五霞町総合計画の初年度であり、20年後を見据えてスタートを切る大変重要な年となります。本計画に掲げる町の将来像実現に向けて、組織の再構築を図り、即応性の高い効率的な行政運営を図る体制を整備します。

具体的には、1点目として、広報戦略と政策機能の更なる進化でございます。

広報戦略と政策を担う二つのグループを一本化して、まちづくり戦略課を設置し、関係人口等の増加及び企業との連携を含めた地域の創生や活性化に向けて戦略的に進めてまいります。

2点目は、財務部門の強化でございます。

財政グループを総務課に位置づけて、持続可能な行財政運営を推進するに当たり、公共施設のあり方をはじめとする行政改革と財政の健全化に努めてまいります。

今後、ますます厳しくなることが予想される財政状況の中で、多様化する行政課題に的確に対応し、安定的で持続可能な行政サービスを提供していくため、事業の見直しや受益者負担のあり方を盛り込んだ行政改革プランを策定し、効率的・効果的な行財政運営に努めてまいります。

以上、令和2年度の町政に対する所信の一端と新年度の施策の概要を申し上げます。

新しい時代は、更なる人口減少、少子高齢化、技術革新、グローバル化など、社会環境は加速度的にその様相を変えていくと思われまます。

しかしながら、どんな時代にあっても、まちづくりの基本は住民の生命・財産が守られ、誰もが自分らしく生き生きと暮らせること。そして、住民一人一人が誇りを持って活躍できることだと考えております。先人・諸先輩方から脈々と受け継がれてきた五霞の長い歴史を次代に引き継いでいくとともに、私たちが未来に向かってつくり出していかなければなりません。

住民の皆様にもふるさと五霞に誇りを持っていただくとともに、来訪される方に五霞を

よく知っていただき、まちづくりの一員として関わっていただけますよう努めながら、五霞町の最大の長所である「絆」を支えに、今後も「小さくてもきらりと輝くまちづくり」を目指し、住民の皆様と団体・企業の皆様と手を携えながら、一丸となってまちづくりに全力で取り組んでまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和2年度に臨む施政方針とさせていただきます。

大変御清聴ありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君）町長の施政方針は以上でございます。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）これより議事に入ります。

初めに、承認第1号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第1号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第5号）につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,005万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,098万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、政策財務課長より説明させますので、御承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、政策財務課長の補足説明をお願いいたします。

政策財務課長。

○政策財務課長（大関千章君）それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

令和元年度五霞町一般会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,098万7,000円と定めるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページは歳入でございますけれども、17款の繰入金、第2項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金ということで、財政調整基金から財源調整によるもので、1,005万7,000円を追加するものでございます。

続いて、歳出のほうは9ページをお願いいたします。

第8款の土木費、3項都市計画費、3目の下水道費でございますが、28節の繰出金として1,005万7,000円を追加すると。内容につきましては、五霞町公共下水道事業特別会計への繰出金の追加というところでございます。

以上の理由によりまして補正予算の専決処分といたしましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第1号を採決いたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第2号 令和元年度五霞町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（染谷森雄君）承認第2号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ827万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,320万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（川口恵司君）それでは、承認第2号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。

こちら、令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものです。

初めに、歳入歳出予算の補正。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,320万9,000円と定めるものです。

次に、継続費の補正。第2条、継続費の変更は、第2表継続費の補正によるものでございます。

次に、地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

続きまして、議案書15ページをお開きください。

第2表継続費補正について御説明申し上げます。

事業名は、環境浄化センター耐震補強工事でございます。

事業費の増額、工期の延長並びに令和元年度予算の通次繰越、来年、令和2年度に通次繰越をする必要が生じたことから、継続費の総額に1,167万円を追加し、1億3,765万2,000円に増額補正するとともに、令和元年度の年割額を1億667万円に増額補正し、新たに令和2年度の年割額としまして100万円を計上するものでございます。

次に、議案書16ページをお願いします。

第3表地方債補正について御説明いたします。

起債の目的は、公共下水道事業として起債対象事業費の確定に伴い、限度額を80万円減額し、1億3,270万円に減額補正するものでございます。内訳でございますが、耐震補強工事を50万円減額の3,940万円、改築実施設計を30万円減額の1,130万円に補正するものです。限度額の残りにつきましては、資本費平準化債8,200万円が入っております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算の詳細につきましては、こちらの事項別明細書で御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、今回、補助対象事業の事業費の確定並びに耐震補強工事の調定額の変更に伴いまして、協定書のほうを仮締結するため予算を補正させていただきました。

2、歳入でございます。

初めに、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第3目下水道事業国庫補助金、第1節公共下水道事業補助金 98万5,000円の減額補正でございます。内訳としましては、社会資本整備総合交付金の広域化・共同化計画策定業務委託3万5,000円の減額、改築実施設計業務委託29万7,000円の減額、耐震補強工事65万3,000円の減額となっております。

次に、第5款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目他会計繰入金、第1節一般会計繰入金1,005万7,000円の追加補正でございます。財源調整のため、不足分につきましては一般会計から、先ほどありましたとおり、繰り入れさせてもらっています。主に、耐震補強工事の単独事業費の増加によるものでございます。

次に、第8款町債、第1項町債、第1目下水道債、第1節公共下水道債80万円の減額補正でございます。内訳につきましては、先ほどの第3表の地方債補正で御説明したとおり、事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、議案書20ページをお願いします。

3、歳出でございます。

第1款下水道事業費、第1項下水道事業費、第1目公共下水道事業費、第13節委託料239万8,000円の減額補正でございます。内訳としましては、環境浄化センター改築に伴う工事設計業務委託59万8,000円の減額、公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託料140万円の減額、広域化・共同化計画策定業務委託及び雨天時浸入水の調査委託料40万円の減額など、事業費の確定によるものでございます。

次に、第15節工事請負費の1,067万円の追加補正でございます。内訳につきましては、環境浄化センター耐震補強工事の事業費の増額によるものでございます。また、台風等による大雨や災害の影響により、工事のほうが年度内に完成できないということから、協定額を増額しまして締結する必要が生じたことから、継続費の補正及び工事請負費の増額補正をしております。

以上の理由により、専決処分で補正予算をさせていただきましたので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第2号を採決いたします。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命等についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意について御提案申し上げます。

五霞町教育委員会委員の任命同意についてですが、現在、教育委員であります増田清氏が令和2年3月31日で任期満了となるため、後任の委員として大道寺繁行氏を新たに任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

任期は令和6年3月31日までの4年の任期となります。

なお、同氏の経歴書をお手元に配付してありますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、五霞町教育委員会委員の任命同意についての人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命同意については、質疑、討論を省略し採決することに決しました。

議案第1号 五霞町教育委員会委員の任命等についての採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第1号は原案のとおり同意されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第2号 第6次五霞町総合計画基本構想についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第2号 第6次五霞町総合計画基本構想について御提案申し上げます。

第6次五霞町総合計画の基本構想につきましては、今後20年間の魅力あるまちづくりを目指して、五霞町が進むべき方向性を明らかにしたまちづくりの基本的な指針となるものでございます。

基本構想の策定に当たりましては、住民自治の精神に基づき、住民等に対する意識調査や各種団体ヒアリング、対話の場によるワークショップなど、さまざまな取り組みにより、幅広く住民の皆さんから御意見をいただきました。また、これまでの2年間にわたる五霞町総合計画審議会での審査を経て、本年2月28日付けで、基本構想を含む第6次五霞町総合計画案の答申をいただいたところでございます。

詳細につきましては、政策財務課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、政策財務課長の補足説明をお願いします。

政策財務課長。

○政策財務課長（大関千章君）それでは、議案第2号につきまして御説明申し上げます。

この基本構想につきましては、時代の潮流やまちづくりの基本理念、将来像を明らかにし、これらを実現するための施策の大綱ということになるものでございます。計画期間につきましては、先ほど町長がありましたけれども、長期的な視点に立ったまちづくりを考え、令和2年度から令和21年度までの20年間として定めてございます。

それでは、議案書の24ページ以降を適宜に御説明申し上げます。

24ページをお願いします。

第1章 まちづくりの基本理念でございますけれども、3点ほど掲げてございます。

1点目として、誰もが幸せを実感できる暮らし豊かなまちづくり。

2点目として、みんなで進める協創のまちづくり。

3点目として、未来に向かって夢ふくらむまちづくりでございます。

これらの基本理念をもとに、さまざまな施策を展開してまいります。

続いて、25 ページをお願いいたします。

第2章 まちづくりの目標でございます。20 年後を見据えた町の将来像を「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」といたしました。

続きまして、26 ページをお願いいたします。

将来指標でございますが、ここでは将来人口を掲載してございます。第6次五霞町総合計画におきましては、新たな指標として、これまでの定住人口のほか、関係人口を加えました。

目標値といたしまして、令和21年度の定住人口を約7,000人。同じく関係人口を1万人以上と定めたところでございます。

27 ページをお願いいたします。

ごか幸福指標でございますが、こちら先ほどの関係人口同様、第6次総合計画から新たに加わりました指標でございます。人の価値観が「モノ」の豊かさから「心」の豊かさへシフトしていることから、本町における生活の質を指標化し、五霞町で暮らす幸福度向上を目指すものでございます。目標としましては、計画作成当初を100点としまして、20年後の2039年には100点以上を確保するといったものでございます。

続いて、28 ページをお願いいたします。

この28 ページから31 ページにかけては、将来像を実現するために、3つのまちづくりデザインを掲げてございます。

一つ目でございますけれども、ランドデザインでございます。こちらでは、29 ページの図にもありますように、町の土地利用構想も含めた内容となっております。

続いて、30 ページでございますけれども、こちらには住民の生活や暮らしをまとめたライフデザインと。

31 ページには、住民・事業者・行政による協働の仕組みについてまとめたソーシャルデザインというところでございます。

この三つのデザインが基本計画の柱というところでございます。

続きまして、32 ページをお願いいたします。

ここからは、施策の大綱でございます。先ほど申し上げました三つのデザインに行財政運営の1分野を加えた内容となっております。それぞれのデザインごとに取り組むべき施策を記載してございます。

以上が、第6次五霞町総合計画基本構想の内容でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第3号 五霞町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第3号 五霞町行政組織条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

先ほどの議案第2号で御説明いたしました令和2年度からスタートする第6次五霞町総合計画に掲げる町の将来像の実現を推進するため、効果的な組織構成にすべく協議をした結果、組織改編が必要であるとの事務改善委員会からの報告を受け、本条例に定める課の設置及び分掌事務について一部を改正するものです。

主な改正内容としては、広報戦略の強化と持続可能な行財政運営を推進するために、総務課と政策財務課の所管事務の見直しを行い、「政策財務課」を「まちづくり戦略課」に改めるものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第4号 五霞町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第4号 五霞町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

本条例の改正につきましては、議案第3号で御説明申し上げました五霞町行政組織条例の一部改正に伴いまして、文言の修正を行うものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第5号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第5号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としましては、民間との給与格差を埋めるため、給料表の改正及び勤勉手当の引き上げを行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第6号 五霞町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第6号 五霞町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、五霞町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としては、住居手当の対象となる家賃の下限額の引き上げを行うものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の額を引き上げるものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第37条の規定により、お手元お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第8号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第8号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

令和元年度7月から実施しております町長、副町長、教育長の給料の減額について、引き続き減額するものでございます。期間については令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）議案第8号について、私のほうから御説明を申し上げます。

議案第8号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例。こちらにつきましては、議案書の69ページに新旧対照表がございます。こちらによりまして御説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、町長、副町長、教育長の給与の減額を、現在の町の財政状況を考慮し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、町長が10%、副町長、教育長がそれぞれ5%を減額するため改正をするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと……。

はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君）3番議員の江森でございます。

私は、この議案に反対する意見を述べさせていただきます。

通常、減給処分と、これは処分ではなくて、みずからといった性格があると思いますけれども、通常、私の認識では責めを負うべきような事案が発生した場合に、処分の一つとして減給等が行われるというふうに承知をしております。一般的に見れば、役場の職員に不祥事があったとか、あるいは、財政が悪化しておると。

今、財政状況を見ますと、指標では財政が悪化しているというふうに私は思いません。財政の厳しさはございます。経常収支比率を見ただけでも財政が厳しいということは、よく承知できるわけでありましてけれども、悪化しているところまでは行ってないと。

そのような不祥事、あるいは財政の状況、こういったことからして、この議案が相当にふさわしいという議案であると私には考えられません。

また、その他、先ほどの町長の施政方針にもありますように、行財政改革を進めて、そして効率的、そのような行政運営を行っていくというような基本方針も承っております。

そのような観点からしますと、このような減給をするというような姿勢については、私はこれからの町の運営を考えるに当たって、非常に消極的で、言葉は悪いけれども、

卑下しているかのように見える。そのような姿勢に見えるわけでごさいます、私は、リーダーはもっと自信を持って、そして、毅然と積極的にリーダーシップを発揮していただきたい。そういうふうに要望するものでございます。

そのような観点から、私はこの議案には反対でございます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立多数です。

着席願います。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第9号 五霞町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第9号 五霞町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

後期高齢者医療制度の保険料において、期限後の納付にかかる延滞金の算定について整理をするものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第10号 道の駅ごかの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第10号 道の駅ごかの指定管理者の指定について御提案申し上げます。

道の駅ごかにおける指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提案させていただくものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 11 号 町道の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 11 号 町道の廃止について御提案申し上げます。

今回の廃止を提案する町道は、2カ所で4路線でございます。

まず初めに、1カ所目については、民間事業者による物流倉庫の整備計画がある事業計画区域内に位置する幸主地内の町道 2216 号線、町道 2217 号線及び町道 2218 号線の3路線でございます。

次に、2カ所目については、五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業区域内で、道の駅ごとと新4号国道との間に位置している町道 2239 号線でございます。

なお、廃止を提案する4路線は、現在、道路として利用されていないことを確認しております。

以上、4路線の廃止について提案するものでございますが、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第12号 財産の処分についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第12号について御提案申し上げます。

利根川レクリエーション公園内の町有財産の土地・建物等の処分に関する案件でございます。

内容としましては、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業による工事に伴いまして、山王地先にあります利根川レクリエーション公園内のトイレ、工作物及び土地が移転の対象となるため、町有財産の処分について提案をするものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第13号 五霞町公共下水道事業五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 13 号 五霞町公共下水道事業五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について御提案申し上げます。

去る平成 31 年 3 月 4 日の平成 31 年第 1 回五霞町定例会で議決いただきました五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定の一部を変更する協定につきまして、新たに協定額及び工期を変更する必要が生じたので、原協定の一部を変更する協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（川口恵司君）それでは、議案第 13 号 五霞町公共下水道事業五霞町環境浄化センター耐震補強工事の委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について御説明申し上げます。

議案書の 82 ページをお開きください。

本協定の変更につきましては、環境浄化センター耐震補強工事の施工に際しまして、設計段階では予測できませんでした施工方法の変更並びに仮設数量の増加に伴いまして協定額を増額するとともに、台風等の大雨に伴いまして流入水が大幅に増加したことや、災害等による資材の遅れなどから、年度内の完成が見込めないため、完成期限であります工期を延長する必要が生じたことから、日本下水道事業団との原協定の一部を変更する協定の締結について議会の議決を求めるものでございます。

変更点につきましては、協定金額と工期でございます。

詳細につきましては、議案書の 83 ページで御説明させていただきます。変更協定書でございます。

本協定の変更内容につきましては、第 1 条で原協定の第 6 条第 1 項に定める完成期限、工期でございます。令和 2 年 3 月 31 日から令和 2 年 6 月 30 日に延長しまして、ただし書きのところでございます。令和 31 年度事業費に括弧書きで、令和 2 年度に繰り越す事業費として繰越翌債承認額の通次繰越となります。を明記しています。

第 2 条では、原協定第 7 条第 1 項中、金 9,991 万 2,000 円を金 1 億 3,665 万 2,000 円に改めまして、合わせまして、年割額、平成 31 年度事業費 6,993 万円を 1 億 667 万円に改めるとともに、補助対象事業費と単独事業費に区分しまして、さらに、令和 2 年度に繰り越します繰越翌債承認額、通次繰越額でございます。これを区分して定めております。

次に、第 3 条におきましては、今回、仮締結に当たりまして議会の議決をもって本協定が成立する旨の条文となっております。

なお、仮協定の締結につきましては、84 ページになりますが、令和2年2月5日に済ませております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号～議案第20号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第14号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第6号）から議案第20号 令和元年度五霞町水道事業会計補正予算（第3号）までは、各会計の補正予算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第20号までを一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第14号から議案第20号までを一括して御提案申し上げます。

令和元年度の一般会計補正予算並びに特別会計 5 会計と水道事業会計の補正予算でございます。

初めに、議案第 14 号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 5,088 万 2,000 円を減額し、総額をそれぞれ 48 億 2,010 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 15 号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,964 万 2,000 円を追加し、総額をそれぞれ 11 億 2,244 万 9,000 円とするものでございます。

次に、議案第 16 号 令和元年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 184 万円を追加して、総額をそれぞれ 1 億 8,851 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 17 号 令和元年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6,758 万円を減額し、総額をそれぞれ 7 億 7,558 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 18 号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 690 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 5 億 1,630 万 1,000 円とするものでございます。

次に、議案第 19 号 令和元年度五霞町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 371 万円を減額し、総額をそれぞれ 2 億 2,154 万 9,000 円とするものでございます。

最後に、議案第 20 号 令和元年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入及び支出でございますが、収入の部及び支出の部からそれぞれ 365 万 7,000 円を減額するものでございます。また、資本的収入及び支出でございますが、収入の部から 1,130 万 5,000 円を、支出の部から 3,296 万 9,000 円を減額するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会において、常任委員会での審議が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 14 号から議案第 20 号までは、会議規則第 37

条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号から議案第 20 号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

### ◎議案第 21 号～議案第 27 号の一括上程、説明

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 21 号 令和 2 年度五霞町一般会計予算から議案第 27 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計予算までは、令和 2 年度各会計予算でございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号から議案第 27 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 21 号から議案第 27 号につきましては、それぞれ令和 2 年度の予算でございますが、一括して御提案申し上げます。

議案第 21 号が一般会計予算、議案第 22 号が国民健康保険特別会計予算、議案第 23 号が後期高齢者医療特別会計予算、議案第 24 号が介護保険事業特別会計予算、議案第 25 号が公共下水道事業特別会計予算、議案第 26 号が農業集落排水事業特別会計予算、議案第 27 号が水道事業会計予算でございます。

一般会計予算の総額は 45 億円となっております。また、特別会計 5 会計の予算合計は 29 億 5,108 万 8,000 円となっております。水道事業会計ですが、収益的収入及び支出においては、収入及び支出の部ともに 4 億 6,182 万 7,000 円。また、資本的収入及び支出においては、収入の部 5 億 8,510 万円、支出の部 7 億 2,542 万円となっております。

それぞれ会計予算の詳細につきましては、本定例会に設置が予定されております予算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）次に、本来ならば、各担当課長から各会計予算の補足説明を願うところではありますが、予算特別委員会へ付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

補足説明は省略いたします。

以上で、各会計予算についての説明が終わりました。

---

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

8番、宇野進一君。

〔8番 宇野進一君 登壇〕

○8番（宇野進一君）8番議員の宇野です。

発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

町長から提案されました令和2年度予算案の概要によりますと、第6次五霞町総合計画の初年度を迎え、将来のまちづくりに向けた重要な年度として、厳しい財政状況においても持続可能な行政運営と本町の活性化に視点を置き、本計画の目標と成果を意識した重点的・効果的な予算編成を基本としています。このように、令和2年度におきましても、引き続き財政状況は非常に厳しく、更なる超緊縮の行財政運営が強く求められているところでございます。

しかしながら、我々議会といたしましては、常に安心して安全な町民生活の確保を最優先とした安定的で持続可能な行財政運営の確立を目指すべく、令和2年度予算の審査に当たっても慎重にすべきものと考え、予算特別委員会の設置を別紙のとおり提案するものでありますので、どうか御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号～議案第27号の委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第21号 令和2年度五霞町一般会計予算から議案第27号 令和2年度五霞町水道事業会計予算までの令和2年度各会計予算については、9人の委員で構成する予算特別委員会へ付託し審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までは付託一覧表のとおり、予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、陳情第1号 種苗法改正反対に関する陳情を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第1号は、会議規則第90条の規定により、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は所管の常任委員会へ付託することに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前11時48分

